大阪府賃貸住宅供給促進計画の改定（案）について

１．改定の趣旨

大阪府域における高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の供給をさらに促進するため、平成29年12月に策定した「大阪府賃貸住宅供給促進計画」について、平成29年12月26日付　国土交通省住宅局住宅総合整備課、安心居住推進課事務連絡「セーフティネット住宅の規模に係る登録基準」が通知されたことを踏まえ、多様な住宅の登録を円滑に進めていく観点から、改定を行います。

２．追加した登録基準の内容

　国土交通省令で定める床面積の基準について、住宅の種類別に登録基準を定め緩和します。

○一部共用型住宅（居室の一部を共用）とする場合の登録基準

　　　・登録住宅の床面積の規模「18㎡以上」を「13㎡以上」とします。

　　　・台所、浴室又はシャワー室のいずれかが共用されているもののみを対象とします。

○共同居住型住宅※（シェアハウス）とする場合の登録基準

・登録住宅の専用居室の規模「９㎡以上」を「7.5㎡以上」とし、住棟全体での規模「15㎡×N（入居者数）＋10㎡以上」を「13.5㎡×N（入居者数）＋10㎡以上」とします。

※共同居住型住宅とは、賃借人（ 賃貸人が当該住宅に居住する場合にあっては、当該賃貸人を含む。）

が共同して利用する居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を有する賃貸住宅をいう。